(2)国保運営方針に基づく保険料水準の統一、医療費<u>適正化の推進 参考資料1</u>

(厚労省資料より抜粋)

1.現状及び見直しの趣旨

○ 国民健康保険制度は、現在、平成30年度改革が概ね順調に実施されている。引き続き、財政運営の安定化を図りつつ、「財政運営の都道府県単位化」の趣旨の更なる深化を図るため、①保険料水準の統一に向けた取組、②医療費適正化の推進に資する取組を進めることが重要である。

2.見直し内容

- 国保運営方針の対象期間について、医療費適正化計画や医療計画等との整合性の観点を踏まえ、「おおむね6年」とする。また、国保運営方針の記載事項について、「医療費の適正化の取組に関する事項」と「市町村が担う事務の広域的及び効率的な運営の推進に関する事項」を必須記載事項とする。
 - ※ 現状、国保運営方針の対象期間について、法令上特段の定めはない。記載事項について、必須記載事項と任意記載事項に区分されている。
 - ※ その他、国保運営方針の財政見通しについて、都道府県医療費適正化計画の国保の医療費見込みを用いることが望ましいこととする。
- 保険料水準の統一に向けた取組を国としても支援するため、統一の趣旨・意義、各都道府県での課題の解決事例等 について整理した「保険料水準統一加速化プラン(仮称)」を策定する(令和5年度中予定)。
- 施行時期:令和6年4月(予定)

令和5年9月7日

第167回社会保障審議会医療保険部会

資料3

保険料水準の統一の意義・定義

統一の意義

- ①保険料変動の抑制:特に小規模な保険者で、高額な医療費の発生 等による年度間の保険料の変動を抑制可能。
- ②被保険者間の公平性確保:保険運営の都道府県単位化を踏まえ、 都道府県内のどの市町村でも、同じ保険給付を同じ保険料負担で 受けられることで被保険者の公平性が確保可能。
 - ※保険運営の都道府県単位化は平成30年度国保改革で実現済

統一の定義

- 納付金ベースの統一 各市町村の納付金に各市町村の医療費 水準を反映させない
- ●完全統一

同じ所得水準、同じ世帯構成であれば 同じ保険料とする

保険料水準の統一のスケジュール

次期国保運営方針策定期間 (R6年度~R11年度) なるべく早期 R12年度 R 6 年度~ に達成 二次医療圏ごとの統一 ・都道府県・市町村 納付金ベース 間の共通認識醸成 完全統一 の統一 ・目標年度の設定 ・市町村個別の歳出・歳入 αの引下げ 項目の取扱いの整理 激変緩和措置や医療費適正化 ・標準的な収納率による調整 の更なる取組 保険料算定基準の統一 • 激変緩和措置

保険者努力支援制度でインセンティブ強化(R6年度~)